

JETRO知的資産部の 取組について

日本貿易振興機構（ジェトロ）

北海道貿易情報センター 武藤 勇太

問合せ先：011-261-7434

担当：武藤・降旗・伊藤



ジェトロ・知的財産課のサービス

I. 侵害対策支援事業

1. 模倣品対策支援事業
2. 防衛型侵害対策支援事業
3. 冒認商標無効・取消係争支援事業

II. 営業秘密流出防止支援事業

III. 国際知的財産保護フォーラム（IIPPF）

IV. 海外拠点の活動

V. 模倣品・海賊版被害相談窓口

個社支援事業

外国政府やEC事業者への
アプローチ

調査・情報発信

相談対応

I | 侵害対策支援事業

中小企業対象

自社製品のニセモノと思われる製品が出回っている。
製造元を調査したい、差し止め等の策を講じたい。

無関係の第三者に自社
保有の商標を出願/登録
されてしまった！

外国企業から、
「自社の権利を侵害している」
と警告書が来た/訴えられた！

こんな支援メニューをご検討いただけます。

模倣品対策
支援事業

冒認商標無効
取消係争支援事業

防衛型侵害対策
支援事業

模倣品対策支援

・400万円を上限とし、対象経費の2 / 3を助成します！

※対象経費＝海外侵害調査、警告状の作成などの費用

冒認商標無効・取消係争支援

・500万円を上限とし、対象経費の2 / 3を助成します！

※対象経費＝異議申立、無効審判請求、取消審判請求など、
冒認商標を取り消すためにかかる費用

防衛型侵害対策支援

・500万円を上限とし、対象経費の2 / 3を助成します！

※対象経費＝警告、訴訟などへの対抗措置にかかる費用

I | 侵害対策支援事業

事業ご活用例1-模倣品対策支援事業

申請動機

中国、その他東南アジア諸国を販売先としているが、特に中国での需要増加に伴い模倣品も増加。偽物・混ぜ物を用いたユーザーから自社製品の質の低下を指摘されるという被害を受けた。

希望する支援内容

摘発、ウェブサイトの削除申請。

現地での登録商標を基に権利行使し、偽物や混ぜ物の製造業者の摘発を行い、現在のブランド力を維持しつつ安全に拡販を図りたい。

支援結果

調査段階で販売用に大量の模倣品在庫があったことが判明し、サンプルを購入のうえ、行政に申請。ジェトロからの金額面での支援があり、4か所の工場で1,400万円近い大量の摘発が行われた。

I | 侵害対策支援事業

事業ご活用例2-冒認商標商標無効・取引係争支援

申請時の状況

中国への販売を考えており、中国でも商標権を取得すべく、先行商標登録調査を国内代理人に依頼したところ、中国で自社以外の者により商標登録出願されていることが判明。

今後中国で自社製品を販売した場合、権利侵害として警告されるおそれがある。

企業の対応

代理人に対応を相談し、まずは冒認商標の使用状況等を調査し、三年不使用取消審判の請求を行った。

支援結果

JETROより間接補助金1,040,000円が交付決定され、

2023年5月23日模倣品製造を行っていた現地企業に対して三年不使用取消請求の決定が通知された。

Ⅱ | 営業秘密流出防止支援事業

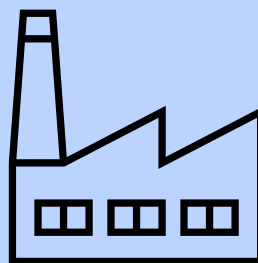
海外事業展開と秘密漏えいリスク

製造拠点を海外に移転することにより、取引先企業を介した秘密漏洩リスクが顕在化します。



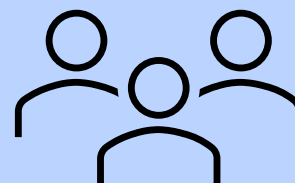
秘密漏洩リスク

外国企業



秘密開示

現地従業員



Ⅱ | 営業秘密流出防止支援事業

そこで、JETROでは、

中国、タイ、ベトナム、インドネシア、インド、欧州
(一部) のいずれかに拠点を有する日本企業

または

日本企業の出資を受けている
中国大陸、タイ、ベトナム、インドネシア、インド、欧州
(一部) の現地法人

を対象に、

営業秘密漏えい対策支援事業 を実施

- ・海外拠点の営業秘密管理体制を強化したい。
- ・海外拠点の設立を検討しており、営業秘密管理体制を整えたい。

というご要望をお持ちの方は、ぜひご検討ください。

Ⅱ | 営業秘密流出防止支援事業

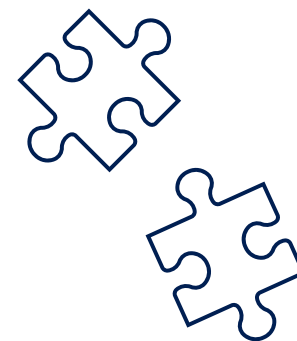
支援内容

専門家によるハンズオン個社支援！

- ・ 専門家からコンサルテーション、研修を受けられる！
- ・ 1社あたり1カ国・地域につき23時間（欧州は15時間）まで利用可能！

メニューの例

ご要望に合わせて
カスタマイズできる！



現在の管理体制
のアセスメント

社内文書案
の作成

管理職向けコン
サルテーション

従業員向け社内
研修

工場やオフィスの
管理体制の
チェック

フォローアップ
面談

Ⅱ | 営業秘密流出防止支援事業

事業ご活用例 1

中国に営業拠点を持つ企業Aの「お悩み」

- ・ 営業秘密管理についての必要性は感じているが、何から取り組んでよいかわからない。
- ・ すぐに導入可能な、実践的な営業秘密保護に関する提案を受けたい。

このようにカスタマイズいただけます！

現在の管理体制のアセスメント

2時間

雇用契約社内文書案の作成

6時間

管理職向けコンサルテーション・研修

6時間

従業員向け社内研修

6時間

工場の管理体制のチェックおよび改善案の作成

2時間



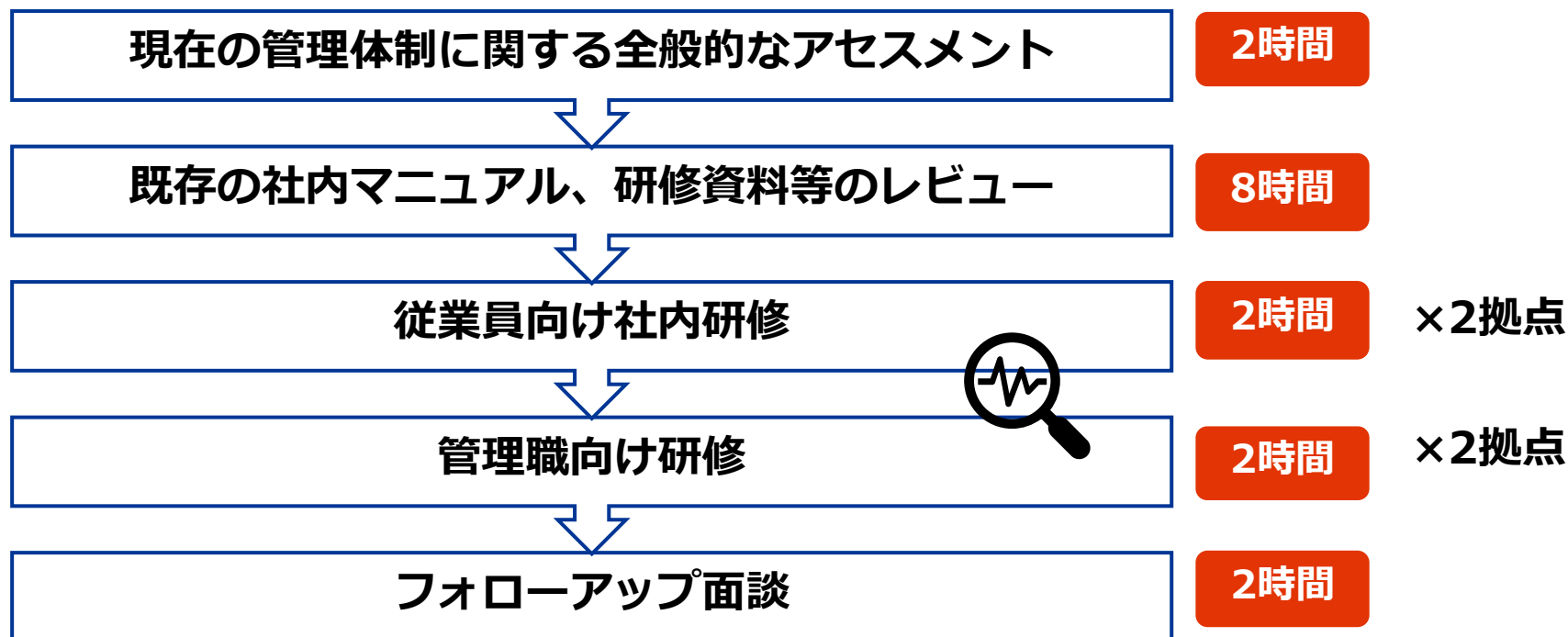
Ⅱ | 営業秘密流出防止支援事業

事業ご活用例2

ベトナム、タイに工場を持つ企業Bの「お悩み」

- ・ 営業秘密保護に関する体制は一通り整備しているが、抜け・漏れがないか不安。
- ・ ワーカーを含む、会社全体の営業秘密管理意識の底上げを図りたい。

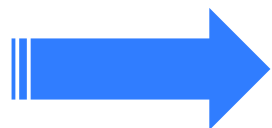
このようにカスタマイズいただけます！



Ⅲ | 模倣品・海賊版被害相談窓口（専門家による相談窓口）

1. 外国出願についてのノウハウ
2. 海外ビジネスで知的財産侵害リスクの回避方法
3. 海外市場での模倣品・海賊版問題の解決策

これらについて「今すぐ知りたい」というお客様へ



「お気軽に」専門家へ質問できる相談窓口

ご相談窓口

Tel : 03-3582-5198 E-mail : CHIZAI@jetro.go.jp

※直接ご来訪いただく際は、あらかじめ電話でご予約ください。

相談時間・面談時間（予約制）

平日9時～12時/13時～17時（祝祭日、年末年始を除く）

Ⅲ | 専門家による相談対応

事例1:これから海外の展示会へ出展するのですが、その際の知財の視点で留意すべきことを教えてください。

A: **仮に各国で模倣被害が出た場合、当該国に権利を取得していないと、**

ほとんどの国においては、救済が受けられないとまず肝に銘じて置いてください。また、商標出願すればすべてが安全というわけではなく、外観の真似等の形態模倣、また商品成分等の模倣、すべてのテイストを模倣される危険にさらさせるのは言うまでもありません。

しかし、ビジネスですので、競合者が存在するのはやむを得ず、そのため、商品の特徴を保護する、さらに販売方法等を含めて保護することも考慮する必要があります。

商標登録は、早い者勝ちとなっており、先に特許庁に商標出願の手続きを行ったものが優先的に保護される先願主義が採用されています。

海外で販売する前に、もしくは海外で展開する前に、ブランドに類似する海外商標の登録がないか、先行商標の調査を行ったうえで、早急に商標出願を行うことが重要となります。

Ⅲ | 専門家による相談対応事例

事例2:日本で意匠権を保有しており、今後の海外輸出に際して同一の意匠権で保護したいのですが、何か問題がありますか

A : **海外へ輸出する際には、日本の意匠権が海外には及びませんので、各国で意匠権を取得する必要があります。**そこで、日本に出願された意匠権をもとに海外へ出願する場合、日本の出願日から6か月以内であれば、優先権主張を伴う意匠出願をすることができます。しかしながら今回の意匠権は出願からすでにこの期限を過ぎておりますので、同一の意匠権では、海外へ出願できないことになります。

一方、輸出品を新規のもの、もしくは改良品とすることで、新規の意匠出願も可能性としてはありますので、ご検討をお願いします。また、**本件のお名前（ブランド）であれば、日本、他国でも権利化できる可能性もありますので、こちらも輸出する前に出願を検討してみてください。**また、本件内に技術的にいまだ公開されていない特徴があれば、特許権も取得可能ですが、権利化まで時間もかかりますし、費用的にも各種支援を受けたとしてもある程度の支出は必要となりますので、輸出ビジネスとの費用対効果からご検討ください。

Ⅲ | 専門家による相談対応事例

事例3: 自社商品を中国にあるECサイトで販売しており、その後、このサイトで模倣品を発見しました。どう対応すればよいでしょうか。

A: まず最初に、ECサイトで、確実に貴社商品の模倣品が販売されているかを確認する必要があります。**模倣品の販売が判明した場合、ECサイトに削除申立てを行います。** 当該ECサイトでの権利侵害に関する申し立ては、IPプラットフォームを通じて行います。申請が認められた場合、リンク削除、オンラインショップの閉店等のような対応が実施されます。

インターネット上で模倣品が販売されていることが判明した場合、**場合によっては、ECサイトに対する削除申立てをするだけでなく、その販売者や製造者に対して法的措置を取ることも検討する必要があります。** 具体的には、中国は、日本とは異なり、行政機関が取締りを行う、行政摘発という制度があります。

中国での対策を行うためには、中国の専門家にアドバイスを求めることも必要です。ジェトロでは、中国の法律事務所、専利・商標代理事務所、調査会社のリストを作っておりますのでこれら事務所への依頼を考えている場合には参考にしてください。

ご清聴ありがとうございました

北海道貿易情報センター

武藤 勇太



011-261-7434



SAP@jetro.go.jp



〒060-0001

札幌市中央区北1条西2丁目

北海道経済センター9階